

全 建 事 発 第 21 号
平成 28 年 4 月 28 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔 公 印 省 略 〕

建設業法施行令の一部を改正する政令について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきましては、去る 4 月 1 日に閣議決定を受け、6 月 1 日からの
施行となりますが、それに係る留意事項について、このたび国土交通省 土地・
建設産業局 建設業課より本会に対し別紙のとおり通知がありました。

本通知によれば、改正した政令が施行される 6 月 1 日以降は、監理技術者の
配置が求められる下請契約の請負代金額の下限が 4,000 万円以上（建築一式工
事については 6,000 万円以上）に、また、現場ごとの監理技術者及び主任技術
者の専任配置が求められる請負金額の下限が 3,500 万円以上（同 7,000 万円以
上）にそれぞれ引き上げられますが、それ以前に請負契約締結済みの工事につい
ても、受発注者間の協議により改正した政令の適用が可能となります。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、本件につきまして、貴会会員企
業に対するご周知を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部事業企画課 川上
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp